

農業を始める人 応援します！

青森県

で農業を始めようと
本気で考えている方、青森県・
(公社)あおもり農林業支援センターが
バックアップします。



就農までのみちすじと支援

step
1

農業・農村情報の収集

やりたい農業のイメージをつかむため、農業に関する情報を積極的に集めましょう。

- ①全国・都道府県新規就農相談センターなどの相談窓口を訪ねてみましょう。
- ②また、こうした窓口が開設しているホームページなどで情報を集めましょう。
- ③(公社)あおもり農林業支援センターが各地域で実施する就農相談会に参加しましょう。
- ④全国農業会議所主催の「新・農業人フェア」に参加しましょう。(東京、大阪、札幌)

step
2

体験・現場見学・基礎知識の収集

農業とはどういうものか、実際に農業を体験して、農業の基礎知識を身につけましょう。

➔ 農業を体験してみるには農業インターンシップがあります。(P2)

step
3

めざす農業経営ビジョンの明確化

- ①どんな作物を作るのか、どのような経営を行うのか考えましょう。
単作経営か複合経営か、露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、など
- ②どのくらいの農地が必要か、考えましょう。
- ③農作業に従事できる労働力と、作目、経営タイプ・栽培方法、経営規模などがマッチしているか考えましょう。
- ④選択作目や生活条件、都道府県、市町村の支援措置などから就農候補地を検討しましょう。
- ⑤どこで農業を始められるか、農地を購入又は借りることができるかも併せて検討しましょう。
- ⑥できるだけ、現地を訪ね、自分の足で農地・住宅・研修先・生活・農業経営環境などの関連情報を収集しましょう。

step
4

技術やノウハウの習得

めざす農業経営に必要な技術やノウハウを身につけましょう。

➔ 青年就農給付金(準備型)、農の雇用事業、新規就農チャレンジ研修を活用して技術やノウハウを身につけることができます。(P1・2)

step
5

資金の確保

めざす農業を始めるために必要な資金の融資を受けることも含めて検討し、確保しましょう。

➔ 無利子資金を利用することができます。(P4)

step
6

農地・住宅の確保

作目の栽培に適した農地を確保しましょう。
また、適時に適切な栽培を行っていくため、農地の近くに住居を確保しましょう。

➔ 農地中間管理事業等で農地を確保することができます。(P3)

step
7



機械や施設の確保

経営開始にあたって、必要な機械や施設を確保しましょう。
当初は、必要最低限の機械・施設等を準備しましょう。
県農業機械協会が開催する中古農業機械の展示即売会(年2回開催)を活用しましょう。

➡ 補助事業で機械・施設を確保することができます。(P4)

step
8



営農計画の作成

就農時点や経営が安定する時期を想定し、生産計画、販売計画、資金計画の明確なプランを作成しましょう。

そして



就農！自分の農業経営確立の第一歩です。

地域の住民、農協、農業委員会、市町村、地域県民局地域農林水産部等関係機関との信頼関係を築きながら、必要な指導等を積極的に受けるようにしましょう。

➡ 就農後も青年就農給付金(経営開始型)の給付を受けることができます。(P2)

➡ ここがあなたをガイドします

就農相談の窓口一覧

■ 就農する地域が決まっていない方には…



(公社) あおもり農林業支援センター

〒030-0801 青森市新町 2-4-1 (県共同ビル 6F) TEL017-773-3131 FAX017-734-1738

青森県構造政策課

〒030-8570 青森市長島 1-1-1 TEL017-774-9463 FAX017-734-8136

■ 就農する地域が決まっている方には…



東青 東青地域県民局 地域農林水産部

〒030-0861 青森市長島 2-10-3 (青森フコク生命ビル 6F) TEL017-734-9960 FAX017-734-8305

中南 中南地域県民局 地域農林水産部

〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 TEL0172-33-2903 FAX0172-34-4390

三八 三八地域県民局 地域農林水産部

〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 TEL0178-27-4444 FAX0178-27-3323

西北 西北地域県民局 地域農林水産部

〒037-0046 五所川原市栄町 10 TEL0173-35-2345 FAX0173-33-1345

上北 上北地域県民局 地域農林水産部

〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 TEL0176-23-4281 FAX0176-25-7242

下北 下北地域県民局 地域農林水産部

〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 TEL0175-22-2685 FAX0175-23-5887

● 就農に役立つ事業を紹介します。

1 研 修

事業名	事業内 容	窓口(問い合わせ先)
青年就農給付金(準備型)	<p>青森県が認める研修機関(営農大学校や農業経営士、先進農家等)で研修を受ける就農希望者に対し、最長2年間、年間150万円を給付。</p> <p>給付期間 最長2年間</p> <p>研修場所 県が認める研修機関</p> <p>給付額 年間最大150万円</p> <p>要 件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となる強い意欲を有していること。 (2)独立・自営就農、雇用就農、親元での就農の何れかを目指すこと。親元就農の場合、研修終了後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になること。 (3)県が認める研修機関で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること。 (4)常勤の雇用契約を締結していないこと。 (5)生活保護や求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業との重複受給でないこと。 (6)原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること。 <p>以下の事項に該当する場合は返還の対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)適切な研修を行っていない場合 (2)研修終了後1年以内に就農しなかった場合 (3)給付期間の1.5倍(最低2年間)以上就農を継続しない場合 (4)親元就農について、研修終了後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者とならなかった場合 	<p>(公社)あおもり農林業支援センター 017-773-3131</p>
	農の雇用事業	<p>先進農家や農業法人で雇用されながら技術等を習得するための実践研修</p> <p>雇用就農者育成タイプ</p> <p>内 容 農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援</p> <p>研修期間 最長2年間</p> <p>国の助成 受入先に年間最大120万円を支給</p>
<p>法人独立支援タイプ</p> <p>内 容 農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、法人設立・独立に向けて実施する研修に対して支援</p> <p>研修期間 最長4年間</p> <p>国の助成 受入先に年間最大120万円を支給(3年目以降は年間最大60万円)</p>		

事業名	事業内容	窓口(問い合わせ先)
新規就農チャレンジ研修	<p>短期間で新規就農に必要な農業知識、栽培技術（施設野菜主体）を習得するための実践研修</p> <p>研修内容 農業の知識・技術の習得、トラクター等免許の取得、実際の営農に近い農場実習等</p> <p>研修期間 5～2月までの10か月間</p> <p>研修場所 営農大学校</p> <p>経費 受講料無料、諸経費負担あり</p> <p>その他 希望により宿泊施設利用可・青年就農給付金(準備型)の対象</p> <p>対象者 研修終了後、確実に就農が見込まれる新規就農希望者</p>	<p>青森県営農大学校 教務研修課 0176 - 62 - 3111</p>
農業インターンシップ	<p>農業の経験がない方を対象に、職業としての農業に対する理解を深めるための、農業法人での短期間の農業体験</p> <p>体験期間 1週間から6週間以内</p> <p>参加費用 参加費用は無料、受入法人等までの交通費は自己負担</p> <p>食費・宿泊費 受入先が負担</p> <p>その他 原則として経営者宅・社宅などに住み込み。 ただし、可能な場合は通勤可。 傷害保険への加入が必要(費用は全国農業会議所が負担)</p>	<p>全国農業会議所 全国新規就農相談センター 03 - 6910 - 1133</p>

2 就農後のサポート事業

事業名	事業内容	窓口(問い合わせ先)								
青年就農給付金(経営開始型)	<p>新規就農した方に経営が安定するまでの間、最長5年間、最大で150万円(前年の所得に応じて変動)を給付</p> <p>給付期間 最長5年間</p> <p>給付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1年当たりの給付額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営開始1年目</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>前年の所得が100万円未満</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>前年の所得が100万円以上350万円未満</td> <td>$(350 - \text{前年所得}) \times 3 / 5$</td> </tr> </tbody> </table> <p>要 件</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の認定新規就農者であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。 (2)独立・自営就農を行うこと。 (3)青年等就農計画が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 (4)市町村が作成する人・農地プランに位置づけられることまたは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (5)生活保護など生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。 (6)青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること。 	区 分	1年当たりの給付額(万円)	経営開始1年目	150	前年の所得が100万円未満	150	前年の所得が100万円以上350万円未満	$(350 - \text{前年所得}) \times 3 / 5$	<p>各市町村農業関係担当課</p>
区 分	1年当たりの給付額(万円)									
経営開始1年目	150									
前年の所得が100万円未満	150									
前年の所得が100万円以上350万円未満	$(350 - \text{前年所得}) \times 3 / 5$									

3 農地の確保

事業名	事業内容	窓口(問い合わせ先)
農地中間管理事業(農地の賃借)	<p>農地中間管理機構(あおもり農林業支援センター)が、地域内の分散した農地を借受け、管理し、担い手にまとまりのある形で貸付けます。</p> <p>借受者の応募</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機構の募集に応募が必要です。 ○募集は機構ホームページ、市町村窓口で随時受付ています。 ○応募者として公表された方が借受けの対象となります。 <hr/> <p>借受者決定の手順</p> <p>借受者は、次の(1)~(4)を踏まえつつ、応募者の経営農地との位置関係、希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度により順位を付け、順次協議して決めます(市町村で原案を作成)。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)応募者の規模拡大又は経営耕地の効率化に資すること。 (2)既に効率的・安定的な農業経営を行っている者に支障を及ぼさないこと。 (3)新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。 (4)地域農業の健全な発展に配慮し、公平・適正に調整すること。 	<p>(公社)あおもり農林業支援センター 017-773-3131 各市町村</p>
農地売買等事業	<p>農地中間管理機構(あおもり農林業支援センター)が買入れた農地を即売、または3年あるいは5年貸付後に売り渡します。</p>	<p>(公社)あおもり農林業支援センター 017-773-3131 各市町村農業委員会</p>





お問い合わせは

公益社団法人 あおもり農林業支援センター

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル6F

TEL 017-773-3131

FAX 017-734-1738

ホームページ <http://www.aoimori-norin.jp>